

IOSCO による最終報告書
「CIS 資産のカストディに関する基準」の公表

証券監督者国際機構 (IOSCO) は、本日、「CIS 資産のカストディに関する基準」と題する最終報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。

本報告書は、IOSCO の中核である「証券規制の目的と原則（2010 年 6 月）」（IOSCO 原則）と整合する、CIS 資産のカストディの国際的なガイダンスの明確化、現状の反映等を目的としている。

本報告書は、規制の枠組みにおける投資家の資産の保護の有効性を確認するために検討すべき主要課題を特定する目的で、2 節に分類された 8 つの基準を提示している。第 1 節は、カストディ機能に関する主要な側面に焦点を当てている。第 1 節は適切なカストディ契約等の取決めの実施、明確な分別管理の要求、適切な独立性を規定するための規制の枠組みの重要性を再確認するものである。第 2 節は、特にカストディアンの指名および継続的な監視基準について記載している。

本報告書は、オペレーショナルリスク、CIS 資産の誤用、詐欺や窃盗のリスク、IT リスクなどの、CIS 資産のカストディに関する重要なリスクを特定している。

近年、市場で発生した下記を含む様々な事象は、IOSCO が、1996 年に公表した「CIS のカストディ契約に係るガイダンス」を見直すきっかけとなった。

- ・ CIS 資産管理制度に対する注目を集めたリーマン・ブラザーズや MF グローバルの破綻、マドフによる詐欺などの事件。
- ・ CIS の運用者が 1990 年代と比較してより複雑化した商品に投資する傾向にあること。
- ・ 証券所有者の変更に関する登録・更新に係る、電子的記録の幅広い利用が、市場における取引慣行や取引過程に変化をもたらしたことにより、新たな課題やリスクが生じていること。
- ・ CIS の運用者が顧客のために CIS 資産が「機能」するように積極的に働きかけているという事象。
- ・ 1996 年以降の CIS ポートフォリオの多様化や国際化の進展に伴うクロスボーダー関連の新しい課題の発生。

<CIS 資産管理に関する基準>

- Standard 1: CISにおけるカストディ契約等の取決めに関して適切な規制体制を整備すべきである。
- Standard 2: CIS 資産は、下記記載の資産から分別すべきである。
- ・ 責任主体及びその関係者の資産
 - ・ カストディアン及びサブカストディアン等を含むカストディチェーンの資産
 - ・ カストディチェーン内の他の顧客の資産（但し、CIS 資産のうちオムニバスアカウント名義を除く）
- Standard 3: CIS 資産は、機能的に CIS の責任主体から独立した第三者のカストディアンに委託すべきである。
- Standard 4: CIS の責任主体は、カストディ契約等の取り決めが目論見書等を通じて投資家に適切に開示されていることを確認しなければならない。
- Standard 5: CIS の責任主体は、カストディアンを指名する際には、適切な注意、専門性、配慮、をもって対応しなければならない。
- Standard 6: CIS の責任主体は、デューデリジェンスの過程で、カストディアンの法規制の遵守状況、財務基盤、業務遂行能力を最低限確認しなければならない。
- Standard 7: CIS の責任主体は、カストディアンとの正式な契約関係を書面化する必要があり、契約には、カストディアンの責任と義務の範囲を規定した条項を含めなければならない。
- Standard 8: カストディ契約は、当該契約が遵守されているか継続的にモニタリングする必要がある。